

「児童手当」制度改正についてのお知らせ

児童手当法の改正に伴い、令和6年10月分（12月支給分）から児童手当の制度が以下のとおり拡充されます。

○主な改正内容

1. 支給期間の延長

⇒支給対象児童の年齢が高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日まで）に延長されます。

2. 第3子以降の支給額拡充

⇒第3子以降の支給対象児童の支給額が月3万円になります。
（22歳到達後の最初の3月31日までの児童で保護者に経済的負担のある子を年齢順に上から第1子、第2子…と数えます。）

3. 所得制限の撤廃

⇒所得制限限度額及び所得上限限度額を超過していた方も支給対象となります。

4. 支給回数の変更

⇒年3回（6、10、2月）だった支給回数が、偶数月（4、6、8、10、12、2月）の年6回の支給に変わります。

○申請手続きについて

以下に該当する方については、手当受給のため申請が必要になります。

（公務員の方は職場で申請が必要になります。）

（対象者には9月末～10月にご案内をお送りしています。）

- ① 高校生年代の子を養育していて、現在児童手当を受給していない方
- ② 所得上限限度額を超えているため、現在児童手当の支給対象外となっている方
⇒①・②に該当する方は窓口で『児童手当 認定請求書』の提出が必要です。
- ③ 子が3人以上で、かつ保護者に経済的負担がある18歳年度末から22歳年度末までの子（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）を監護している方
⇒③に該当する方は窓口で『監護相当・生計費の負担についての確認書』の提出が必要です。
- ④ 現在児童手当を受給していて、かつ算定児童に登録されていない高校生年代までの子を養育している方
⇒④に該当する方は窓口で『額改定認定請求書』の提出が必要です。

<問い合わせ先>

住民福祉部 こども未来室 94-3161